

社会福祉法人都市社会福祉協議会 令和元年度第3回理事会 議事録

招集通知年月日	令和元年10月29日(火)
開催日時	令和元年11月27日(水) 10時00分～11時00分
開催場所	都市総合社会福祉センター2階研修室
出席した役員	理事9名(理事定数6名以上10名以内) 杉元智子、永田優、米吉春美、江口智美、村吉昭一、島津久友、 西河邦博、朝倉脩二、猪ヶ倉タエ子 監事2名(監事定数2名以上3名以内) 高野眞、柿木一範
欠席した役員	理事1名、監事1名 坂下修、坊野国治
説明のため出席した職員	事務局10名 中村健児、大田勝信、櫻田賢治、田村真一郎、上野誠、又木勝人、 黒原清美、児玉誠、森山慎悟、星村太一
招集者出席の有無	会長 島津久友 出席

議事の結果

定刻に至り、事務局大田勝信が開会を宣言。まず、定款に基づき、会議の成立を確認。次に定款に基づき、朝倉脩二理事を議長に選任し、議長は、島津久友理事、高野眞監事、柿木一範監事を議事録署名人に指名して、直ちに議事に入った。

審議の結果、次表のとおり、全会一致で議決された。

報告第3号	職務執行状況報告について	承認
報告第4号 専決第2号 専決第3号 専決第4号	専決処分した事件の報告について	承認
議案第5号	遺贈財産の取得及び処分について	可決
議案第6号	諸規程の廃止及び制定について ・社会福祉法人都市社会福祉協議会保育園運営規程の廃止及び制定について ・社会福祉法人都市社会福祉協議会認定こども園運営規程の廃止及び制定について ・都市山田谷頭児童館放課後児童クラブ運営規程の廃止及び制定について	可決
議案第7号	令和元年度社会福祉法人都市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出補正予算(第3号)について	可決
議案第8号	社会福祉法人都市社会福祉協議会業務に係る契約締結について	可決

終了時刻 11時00分

議事の経過

朝倉脩二議長「それでは議事の方に入ります。まず、報告が2件あるようです。報告第3号職務執行状況報告について、島津会長よりお願いいたします。」

島津久友会長「報告第3号職務執行状況報告ということでございます。こちらの定款第21

条第5項の規定によるものでございまして、定期的に会長ならびに常務理事の職務執行状況をご報告申し上げるということでもあります。資料の2ページをご覧くださいと思います。まず私、会長職務執行状況報告ということで、社会福祉法第45条の16第3項及び社会福祉法
人都市社会福祉協議会定款第21条第5項の規定に基づき、報告するものであります。報告する期間ですが、前回の理事会以降、令和元年6月21日から令和元年11月26日昨日までの期間でございます。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「ありがとうございました。続きまして常務理事の職務執行状況報告をお願いします。」

西河邦博常務理事「それでは業務執行理事としましてのご報告を申し上げます。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「ありがとうございました。ただいまの報告につきましてご質問等はありませんでしょうか。」

杉元智子理事「今、なかなか就職の方が売り手市場ということで、内定を出された4人と高卒の1人は確実に社協の方に入るといっていいのでしょうか。」

西河邦博常務理事「内定をされました皆様方には入社承諾書というものをいただいております。大学等の新卒者・既卒者等につきましては、すでに先日事前研修をさせていただきました。それから高卒の新卒の方につきましては、就職協定に基づいて3月以降に研修をさせていただくのですが、こちらの方も学校の方からも承諾書というものをいただいております。」

議長「よろしいでしょうか。他にご質問、はいどうぞ。」

柿木一範監事「先ほど谷頭こども園の集団感染があったとお聞きしたところですが、これに対する具体策というか、どういう対策を行ったのでしょうか。」

事務局中村健児「はい、出血性の感染ですけれども、これは園の衛生状況で感染したということではなくて、ご家庭で外食をされて、そこで感染したものであろうということでした。それで、発見してすぐ保健所等報告し、検査も入っております。保育園の衛生管理状態は特に問題ないということで、今の現状での衛生管理を徹底してくださいということで指導を受けております。」

議長「他にご質問等ありましたでしょうか。」

高野眞監事「新卒の人の採用について、特に高校生を今回採用する方向で、というのは多分平成4年の時に高校生を採用しているんですね。最初だったと思うんですが。それ以来高校生とか若い人を入れるということはなかなかなくて、それからますます人材確保に苦慮されていると思います。だから、できるだけ若いうちに社協で育成していくという考えが、とにかく高校生を優先していく、優先とまではいなくても積極的に取り組むべきだと思います。最近、小中高校生の福祉教育が非常に発達しているんですよ。将来は子どもたちもやっぱりそういうものに対しての意識がものすごく高くなってきています。専門学校なんかでもやっぱりそういう経験をした高校生が入ってきますので、理解力が早いんですよ。だからそういう面で見れば、やはり社協ももうちょっとそういう面、視点において、高校生を積極的に採用していくことは非常にいいことだなと思っております。ぜひ、進めていっていただきたいと思っております。」

西河邦博常務理事「ありがとうございます。少し、補足して説明をさせていただきます。まず、社協の今の職員の年齢構成の状況を分析しますと、男性の20代・30代が、それから女性の20代というのが、実はすごく人数が少ない状況でございまして、10年後、15年後、要は社協を支えてくれる人材というのが、いないという状況がもう見えています。それからもう一つは、2年後に10名を超える退職者が出ることが約束されています。従いまして、そういったことを見据えまして前倒しではありますが、今回計画的に採用を進めて優秀な人材を早め早めに確保していこうという戦略に、今年から取り組みをさせていただきました。それから私、事務局長、総務課長で県内のすべての大学、それから都城北諸管内の高校、すべて営業で回らせていただきました。社協というものを紹介させていただいて、ぜひ地元の優秀な人材が欲しいということで申し上げます。それから就職はネットの時代でありますので、情報提供としてマイナビというのを皆さん聞いたことがございますでしょうか。いわゆる就職の情報を

ネット上で提供する会社が運営するサイトなんですね。そちらの方にもすでに紹介記事を掲載してまして、そういった将来的に福祉業界で働きたいという方々がアクセスしやすいような、そういうサイトと契約して情報を出しておりまして当然、興味のある学生などはそこを見てまた来年応募してくれるんじゃないかなと思っております。」

議長「ありがとうございます。それでは報告第4号専決処分した事件の報告についてお願いします。」

事務局中村健児「それでは、ここからは私中村の方でご説明をさせていただきます。まず、報告第4号6ページになります。専決処分した事件の報告についてということで、この報告第4号につきましては、7ページにありますとおり専決第2号、これは令和元年度の補正予算(第2号)になっております。詳細につきましては10ページからのサービス区分ごとの内訳というところで記載してありますけれども、内容を申し上げます。専決第2号は定款第28条第1項第1号に基づき、専決したものでございます。」(以下、資料に基づいて説明)

議長「ありがとうございました。ただいまの報告にご質問はありませんでしょうか。特にないようですので報告第4号は以上で終了します。」

議長「続きまして、議案第5号遺贈財産の取得及び処分についてに入りたいと思います。事務局より説明をお願いします。」

事務局中村健児「議案第5号遺贈財産の取得及び処分についてを議題といたします。議案第5号遺贈財産の取得及び処分については、定款第38条並びに定款細則第15条第1項第5号に基づき、理事会の議決を求めるものでございます。」(以下、資料に基づいて説明)

議長「ありがとうございました。説明が終わりましたので質疑を行いたいと思います。」

柿木一範監事「遺言による寄付とありますけど具体的な書類への記載、例えばこういうものを使ってほしいというご指定や、そういう何かがあったのでしょうか。」

事務局中村健児「遺贈者側の特段の用途の提示というのはございません。社会福祉協議会の方で有効に使っていただければということで受け取っております。」

柿木一範監事「了解しました。」

議長「他にご質問はありませんでしょうか。」

杉元智子理事「非常に多額の寄付という形になったんですけども、こういう形での遺贈による寄付というのは初めてなのか、前もあったのでしょうか。こういう遺言による寄付というのはお亡くなりになってから初めて公正証書等を管理するところから社協さんみたいですよ、という連絡が来るのでしょうか。」

事務局中村健児「ただいま杉元理事からご質問があったとおり、公正証書によってきちんと作られた書類に基づいて遺言執行者である弁護士等をたてて、その執行について法的な部分で厳正に対処しているところで、過去にもこういった遺贈を受けた経緯はございます。」

議長「よろしいでしょうか。他にご質問はありませんでしょうか。」

高野眞監事「財源として使う場合、予算化していくタイミングというのはどうなるんですか。」

事務局中村健児「先ほど申し上げたとおり、福祉後見活動等に有効に使っていききたいということの計画を持っておりますけれども、まだ具体的にどういう形で執行していくのかということはまだ定まっておきませんので、今の段階では善意銀行の方でいったんその金額を預かりまして、きちんと用途を明確にした上で適切に使っていくということになっております。」

杉元智子理事「基金とか積み立てるとかそういうことではないということでしょうか。今年度の収入で受けるということですか。」

事務局中村健児「そうです。」

杉元智子理事「今年度の収入で受けて、繰り越すみたいなことでよろしいですか。」

事務局中村健児「ただいまの質問ですけれども、基金としてきちんと積み立てるということではなくて、善意銀行でいったん受けてそのまま次年度にまわすというような形です。基金に

積むということもありますけれども、そうするとまた規程をきちんと整備して執行ルールを細かく作っていかなくてはいけないということもございますので、今後協議の中できちんと基金管理して使っていくべきじゃないかという事になった場合にはそういった協議も出るかもしれませんが、福祉後見活動というのは財源確保が厳しい事業でもございますので、何とかそちらの方で有効活用していきたいと考えております。」

西河邦博常務理事「私の方からちょっと補足をさせていただきます。基金という考え方は当然ございました。ただ基金を積みますと、規程を設けてその運用益、果実をもってその事業の財源を確保するというのが一般的な考え方です。そうしますと、先ほど局長の方から申し上げましたとおり、その運用益を財源に充てるとなると、非常に小さくなってしまふんですね。基本的に使えないこともございますので、先ほど申し上げましたようにいったん善意銀行に積みまして、細かい使途等を明らかにした上で、来年度予算化していく、そういう形で、要は果実を使うのではなくて、財源として取り崩しといいますか有効活用していく形になろうかと思っております。そうしますと、あるものがどんどん減っていくという形にはなりますが、ただ御遺志をしっかりと受けてそれを実現するために使ったということですので、それはそれでお志に添っているのかなと考えています。」

議長「よろしいでしょうか。それでは採決を行います。議案第5号遺贈財産及び処分について、原案のとおり承認することにご異議はございませんでしょうか。」

“異議なし”との声あり、

議長「異議なしと認めます。従いまして、議案第5号は原案のとおり可決されました。」

議長「続きまして、議案第6号諸規程の廃止及び制定について事務局より説明をお願いします。」

事務局中村健児「議案第6号諸規程の廃止及び制定について、定款細則第15条第1項第10号の規定に基づき、理事会の議決を求めるものでございます。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「ありがとうございます。この制定の日付が抜けているのはいつにするんですか？」

事務局中村健児「今日です。日付が抜けているところは11月27日制定になります。」

議長「ご質問はありませんでしょうか。」

高野眞監事「やはり福祉サービスというのはアクセスビリティ、利用しやすいというのが大切だと思うんですね。それで一つだけ、44ページの放課後児童クラブの運営規程で、申請書とかがたくさん出ておりますけれども、これは、利用者の方にとってはなんとなく難しいというか、面倒くさいのではないかと感じます。保育園とか幼稚園に沿ってそういうような形になるんでしょうけれども、ちょっとそれが気になるんですね。利用する方は、忙しいお父さんお母さんがこれを書いて、色んな承認してもらってというようなことになると、大変なんじゃないかな、いかなものかなと思っております。これらこういうモデルがあったのか私もわかりませんが、ちょっとその辺が気になりました。記入するところ、書くことが非常に多くてですね、それが一点です。それから書類の書式と規程の文言が若干違っているので、そこは統一した方がいいのではないかなと思っておりますが、申し上げます。45ページの第8条のカッコ1、児童クラブ入会申込書となっているんですね、それからカッコ3の入会申立書というのがあります。この二つについて、実際50ページは入会申請書となっております。規程の方は申込書となっているので、文言を統一した方がいいんじゃないかと。それから53ページ、規定では入会申立書となっているのですが、53ページの書類の方では入会要件申立書となっております。そこをお尋ねしたいと思います。」

事務局中村健児「ご指摘ありがとうございます。ただいま高野監事のご指摘があった通り、規程の第8条の様式の文言は、様式の方が正式ですので、様式の方に合わせた形で修正を行いたいと思います。先ほどありました通り、作成書類等がかなり多くて大変ではないかというご

指摘がありましたけれども、この児童クラブそのものは市の委託事業でございまして当然、就労されている方で、放課後子どもたちを我が家で安全に過ごさせることができないご家庭に限ってのご利用ということで基準がございまして、これは市の様式にならって作っておりますので、現状では致し方ないのかなと思っております。」

高野眞監事「わかりました。」

議長「45ページの下から3行目が入会申込書ではなくて入会申請書に変わる。一番下の行が入会要件申立書に変わるということでございます。」

議長「他にご質問はありませんか。」

杉元智子理事「この規程を全面的に見直すというときに、廃止制定という手法と、先ほど言われたように全部改正という手法があると思うんですけども、廃止するのではなくて、今までの内容を全部改正しますよという方法もあって、結局、結果的には一緒なんですけれども、規程そのもの自体はずっと継続していて、内容を一部改正するというのと、全部改正しますよという改正の仕方があるんですけども、そこあたりを廃止と制定、一度止めるというよりは継続しているのであれば、説明の中にもあった全部改正という方に持っていく方が自然のような気がしたんですが、そのあたりが法制に詳しくないので言えませんが、そこは検討されたのでしょうか。」

事務局中村健児「杉元理事のご指摘のとおり、廃止というよりも全部改正という捉え方の方もあったかもしれませんが、そうすると新旧対照表とか当然細かい作業もございまして、もう今回は現在のものは廃止という形にして、新たに制定しなそうということで決めました。」

議長「他にご質問はありませんでしょうか。それでは採決を行います。議案第6号諸規程の廃止及び制定について原案の通り承認することについて、一部修正がありましたけれども、承認することにご異議はございませんでしょうか。」

“異議なし”の声あり、

議長「異議なしと認めます。従いまして、議案第6号諸規程の廃止及び制定については原案のとおり可決されました。」

議長「それでは、議案第7号令和元年度社会福祉法人都市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出補正予算（第3号）について、事務局より説明をお願いいたします。」

事務局中村健児「議案第7号令和元年度社会福祉法人都市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出補正予算（第3号）について、定款細則第15条第1項第1号の規定に基づき、理事会の議決を求めるものでございます。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「ありがとうございました。ただいまの説明につきましてご質問等はございませんでしょうか。」

議長「ご質問がないようですので、採決を行います。議案第7号令和元年度社会福祉法人都市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出補正予算（第3号）について、原案のとおり承認することにご異議はございませんでしょうか。」

“異議なし”の声あり、

議長「異議なしと認めます。従いまして議案第7号は原案のとおり可決されました。」

議長「議案第8号社会福祉法人都市社会福祉協議会業務に係る契約締結について、説明をお願いします。」

事務局中村健児「議案第8号社会福祉法人都市社会福祉協議会業務に係る契約締結について、定款細則第15条第1項第11号の規定に基づき理事会の議決を求めるものでございます。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご質問はありませんでしょ

うか。」

議長「質問がないようですので、採決を行います。議案第8号社会福祉法人都城市社会福祉協議会業務に係る契約締結について、原案のとおり承認することにご異議はございませんでしょうか。」

“異議なし”の声あり、

議長「異議なしと認めます。従いまして議案第8号は原案のとおり可決されました。」

議長「以上をもって議案の方は終わりましたけれども、その他理事の方、お集まりの方から何かありませんでしょうか。」

議長「それでは何もないようですので協議については終了いたします。これで議長を退任させていただきます。ありがとうございました。」

以上の議決を明確にするため、この議事録を作成し、会長及び監事は議事録に記名押印する。

令和元年 月 日

会長 _____ 印

監事 _____ 印

監事 _____ 印